

# 富山市空家等対策計画

## （概要版）

平成29年3月策定

令和6年5月改定

富山市

## 1. 計画の概要

### 【趣旨】

わが国では現在、人口減少や少子高齢化、世帯構造の変化などによって空き家が増加していますが、このような傾向は今後も続き、空き家がさらに増加することが予想されます。

空き家は適正に維持管理されないと、倒壊の危険や、周囲の景観及び住環境への悪影響、治安の悪化などの問題が生じる可能性があることから、空き家に関する問題の予防や解消のための対策に取り組んでいくことが重要であると考えられます。国ではこのような状況を踏まえ、平成 27 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家特措法」という）を施行し、空き家対策の取り組みを強化しています。

本市においても、市民の安全な暮らしを守るという観点から、空き家対策に取り組んでいくことが重要であると考えます。なお、本市の市域は広く、「都心地区」や中山間地域など、多様な特性を持った地域が含まれることから、地域の特性や状況に応じた空き家対策の検討が必要となります。

このような状況を踏まえ、本市では総合的かつ計画的な空き家対策を推進するため、「空家特措法」第 6 条に基づく「富山市空家等対策計画」を策定し、空き家対策の取組を進めてきました。こうした中、令和 2 年度に実施した「富山市空き家実態把握調査」では、前回の基礎調査から 1,300 件超の増加が判明し、全国的に更に空き家等の増加が見込まれることから、総合的な空き家等対策の更なる強化を図るため、令和 5 年 12 月 13 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。

今後、増加する空き家等がもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、今回の「空家特措法」の一部改正を踏まえ、令和 2 年度に実施した調査結果をもとに空き家の状況変化の把握を行い、空き家の発生の抑制、適切な管理の確保及び除却等の促進に係る取組を推進するため、「富山市空家等対策計画」を改定します。

### 【対象地域】

計画の策定に先立ち平成 27 年度に実施した「富山市空家基礎調査」では、市内の全域に空き家と見られる家屋が分布していることが把握されたことから、本計画の対象地域は「本市全域」とします。本計画においては、各地域の特性に応じ、適切な対策を推進します。

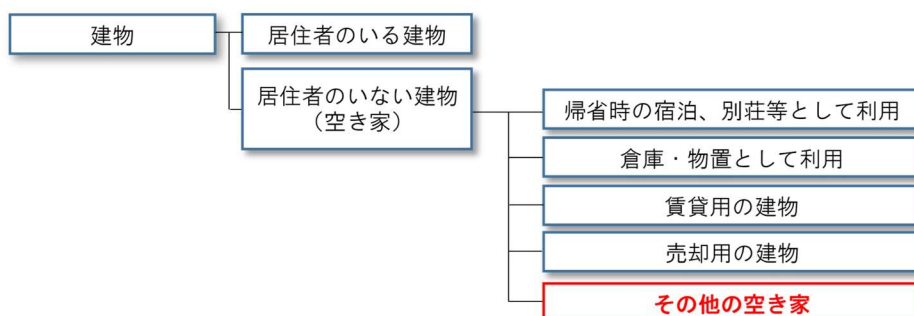
### 【計画期間】

本計画の計画期間は、平成 29 年度～令和 8 年度の 10 年間とします。なお、本市における空き家をめぐる状況の変化などを踏まえつつ、空き家対策の進捗状況や国の政策動向などを見極め、必要に応じて本計画の見直しや修正を行います。

また、空き家への対策は本市におけるまちづくり政策の一環として位置づけられることから、「第 2 次富山市総合計画（平成 29～令和 8 年度）」や「富山市住生活基本計画（平成 24～令和 3 年度、令和 4～13 年度）」などの関連計画との整合、連携を図りながら、総合的な空き家対策を推進します。

### 【対象とする空き家】

本計画では、居住者のいない建物であって、別荘・倉庫などとして利用されている建物や、賃貸・売却のために空き家となっている建物を除く、「その他の空き家」を主な対象とします。



## 2. 現状と課題の整理

### 【統計に基づく空き家の現状把握】

#### ○空き家数の推移

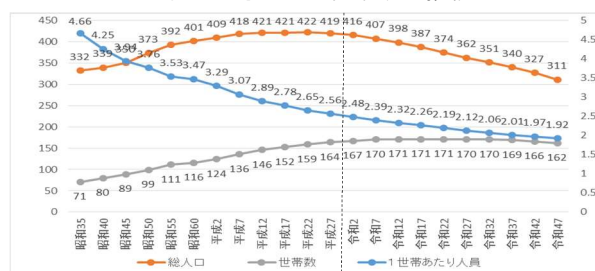
「住宅・土地統計調査」（総務省）によれば、平成 30 年の本市の空き家の総数は 24,230 戸であり、平成 25 年と比較し、4%増加しているものの、空き家率の増加は 0.1%に止まっています。

空き家の用途別戸数については、賃貸用その他の住宅が共に増加となっていますが、その変化の割合は平成 20 年から平成 25 年の変化と比較して小さくなっています。



資料：「住宅・土地統計調査結果（H30）」（総務省統計局）

#### 《本市の総人口と世帯数の推移》



## 【実態調査から把握した空き家状況】

### ○富山市空き家実態把握調査の実施

平成 27 年度に行った「富山市空き家基礎調査」と同様、町内会からの情報提供等をもとに、空き家と見られる家屋の実態把握を行いました。この結果、空き家と見られる家屋が市内に 7,049 件確認されました。

### ○空き家の分布状況

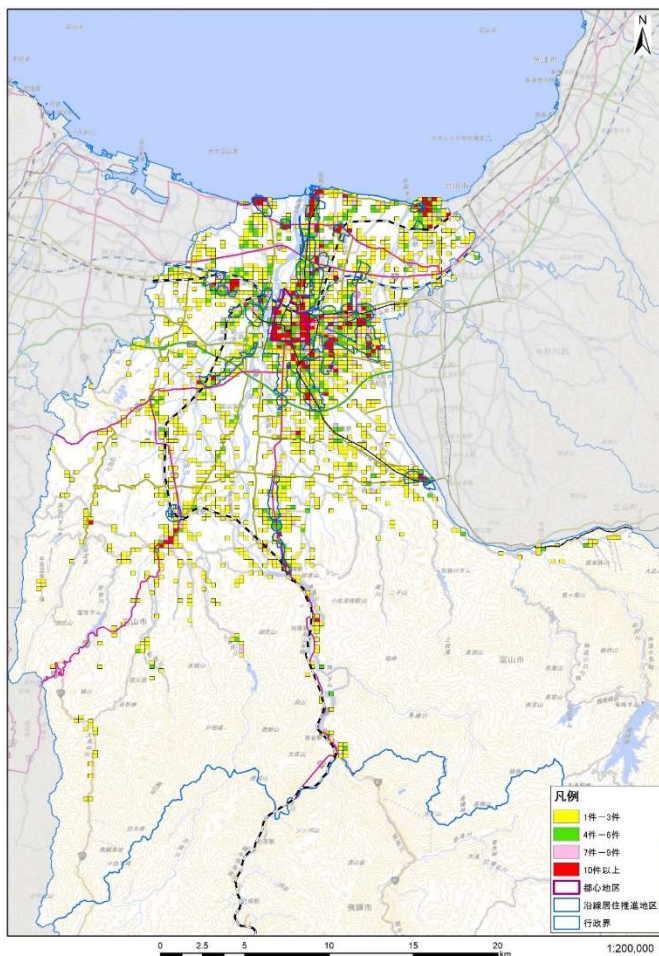
平成 27 年度と令和 2 年度の調査結果から空き家の分布状況を確認したところ、市全域で空き家が増加傾向にあり、平成 27 年の調査で多かったエリアで増加傾向が見受けられました。

### ○空き家の状況変化

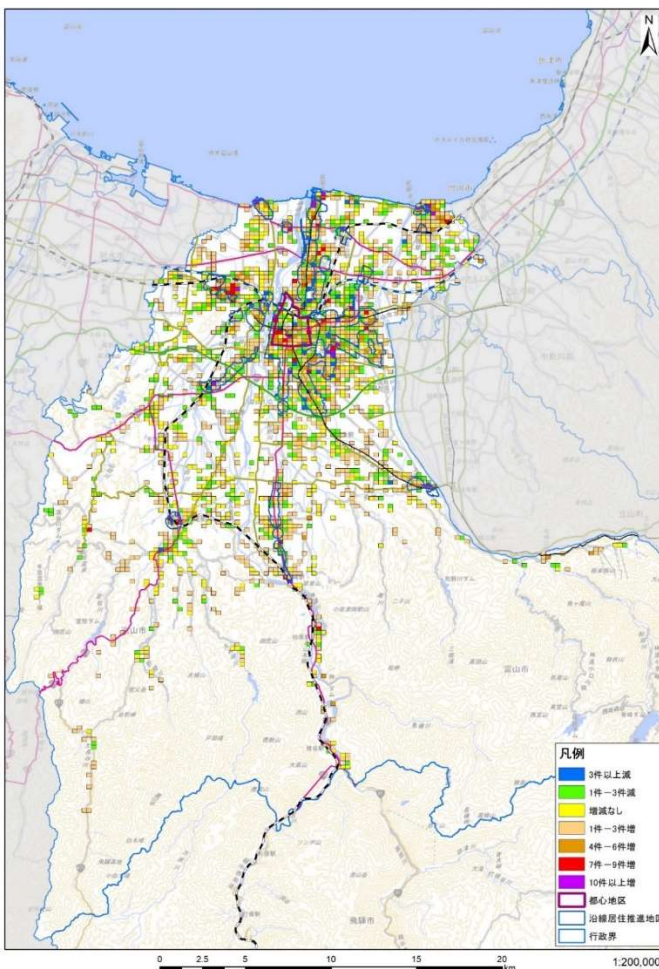
#### ・空き家の総数

空き家の状況変化については、平成 27 年度の調査では 5,736 件の空き家を把握していたが、令和 2 年度の調査により、このうち 2,298 件が除却等により空き家ではなくなり、新たに 3,611 件の空き家を把握しました。よって富山市内で把握している空き家の件数は 7,049 件となり、前回調査から 1,313 件増加しました。

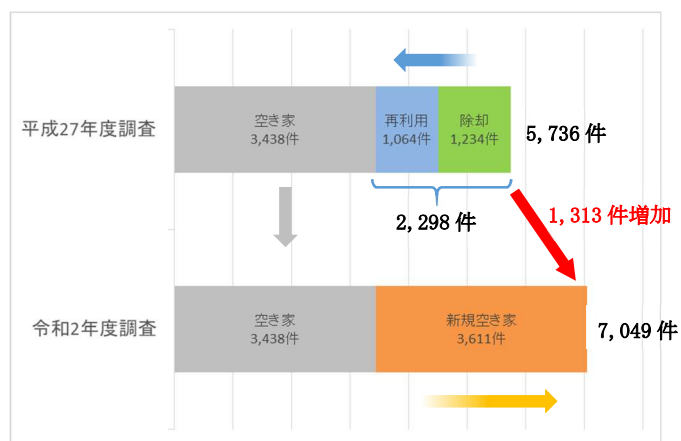
《本市の空き家と見られる家屋の分布(令和 2 年)》



《本市の空き家分布の増減比較》



《本市の空き家分布の増減比較》



## 【実態調査から把握した空き家状況】

### ○空き家の状況変化

#### ・エリア区分

空き家対策と関連計画である富山市住生活基本計画で使用されているエリアごとに空き家の状況変化を整理しました。

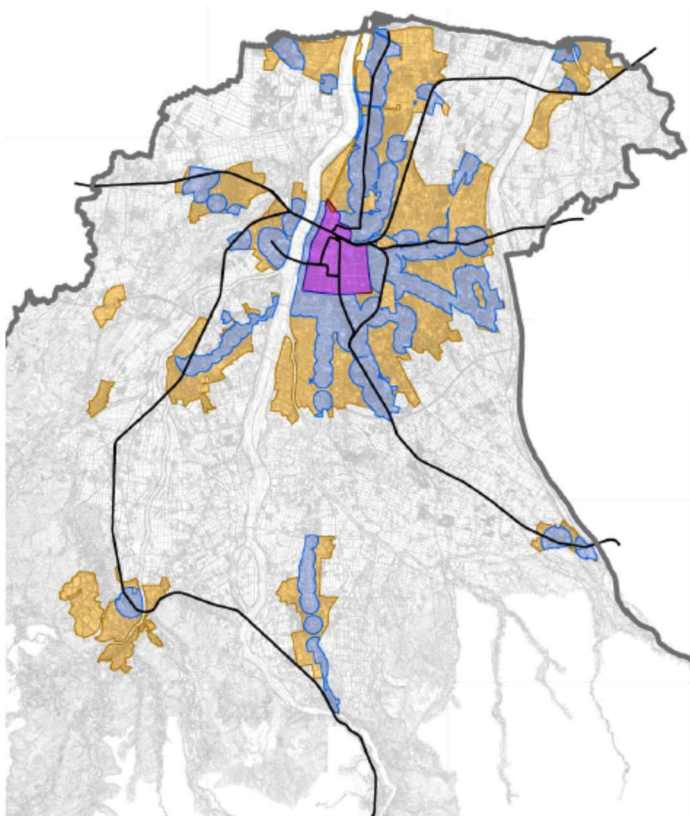
(エリア区分：まちなか、公共交通沿線居住推進地区、その他市街地、郊外・中山間地域)

#### ・エリア別空き家総数

エリア別の空き家総数の状況変化は、まちなかでほぼ変化がないものの、公共交通沿線エリアでは29%増、その他市街地では23%増、郊外・中山間地域では21%増となっています。

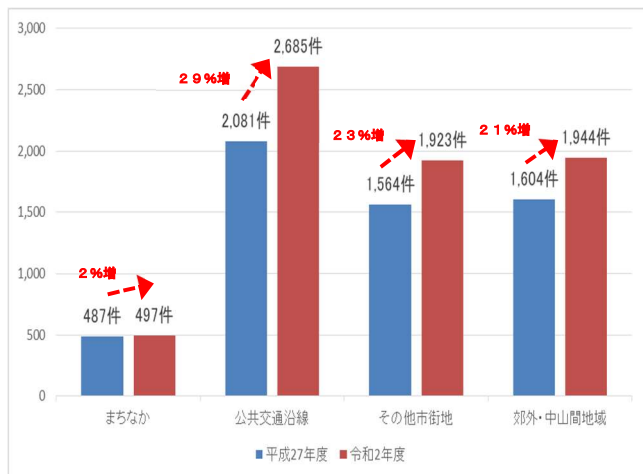
また、エリア別の空き家密度については、その他市街地に比べ、まちなかは約2倍、公共交通沿線エリアは約1.4倍になっており、居住誘導区域内の空き家が、住環境に大きく影響する恐れがあります。

《本市のエリア区分》

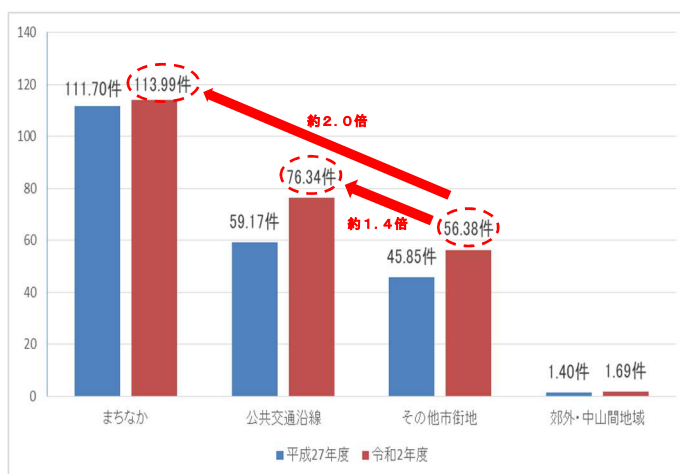


| 鉄軌道 |              |                                                                                     |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|     | まちなか         | 都心地区(約436ha)                                                                        |
|     | 公共交通沿線居住推進地区 | 鉄軌道の駅から半径500メートル以内の範囲もしくは、運行頻度の高いバス路線のバス停から300m以内の範囲で、工業地域及び工業専用地域を除く用途地域が定められている区域 |
|     | その他市街地       | 「まちなか」及び「公共交通沿線居住推進地区」以外の用途地域                                                       |
|     | 郊外・中山間地域     | 市街化調整区域や白地地域等                                                                       |

《エリア別空き家数の変移》



《1km<sup>2</sup>あたりのエリア別空き家件数》



## 【実態調査から把握した空き家状況】

### ○空き家の状況変化

#### ・エリア別空き家の利活用状況

エリア別の空き家の経年による状況変化は、まちなかで除却や再利用等の利活用の割合が高く、郊外・中山間地域での利活用割合は最も低くなっています。

また、利活用の状況は、まちなかでは空き家を除却したうえで跡地を活用する割合が高く、郊外・中山間地域では、既存施設を活かした利用の割合が高くなっています。

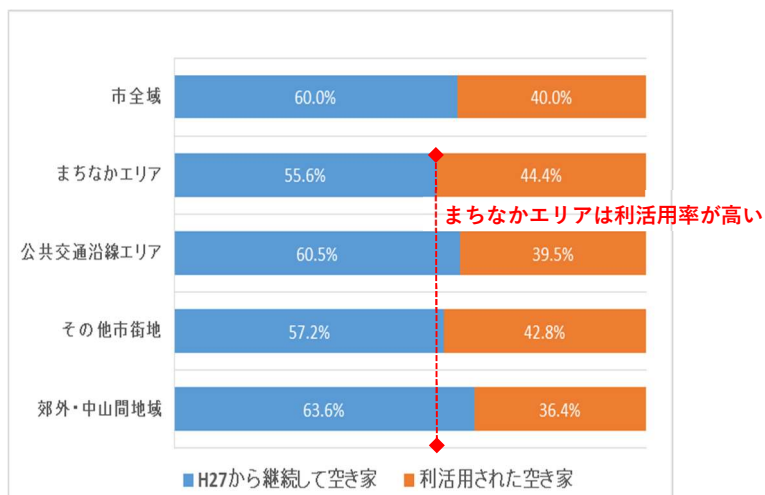
さらに、空き家除却後の跡地利用の内訳をみると、まちなかでは戸建て住宅のほか共同住宅や倉庫・車庫類、有料駐車場等、多種に渡り利用され、公共交通沿線エリア・その他市街地では、戸建て住宅や集合住宅への利用が約半数を占めています。一方、郊外・中山間地域では除却された跡地の6割以上が更地のままとなっています。

#### ・建築年の区分による空き家の状況

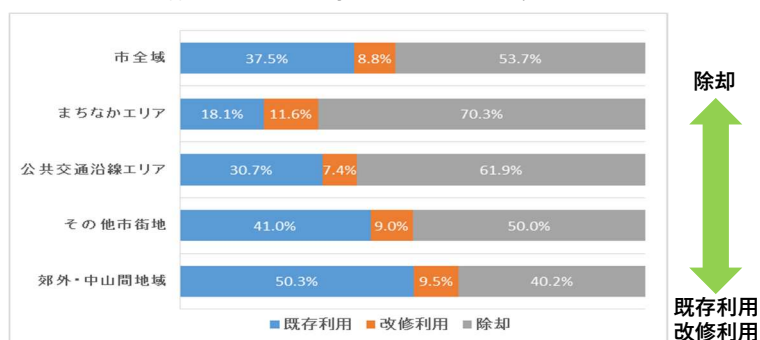
建築年代による空き家の状況は、令和2年度の調査では旧耐震基準の空き家が全体の81.6%を占めています。

また、平成27年度の調査で判明した空き家が令和2年度の調査時点までに利活用された空き家の状況は、新耐震基準の空き家の利活用割合が51.3%であるのに対して、旧耐震基準の空き家の利活用割合は37.8%と低くなっており、建築年代が古くなるに従い、利活用の割合が低くなる傾向があります。

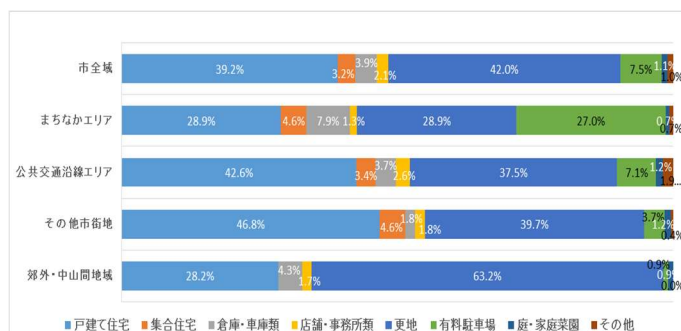
《空き家と空き家でなくなったものの割合》



《利活用された空き家の利用状況の内訳》

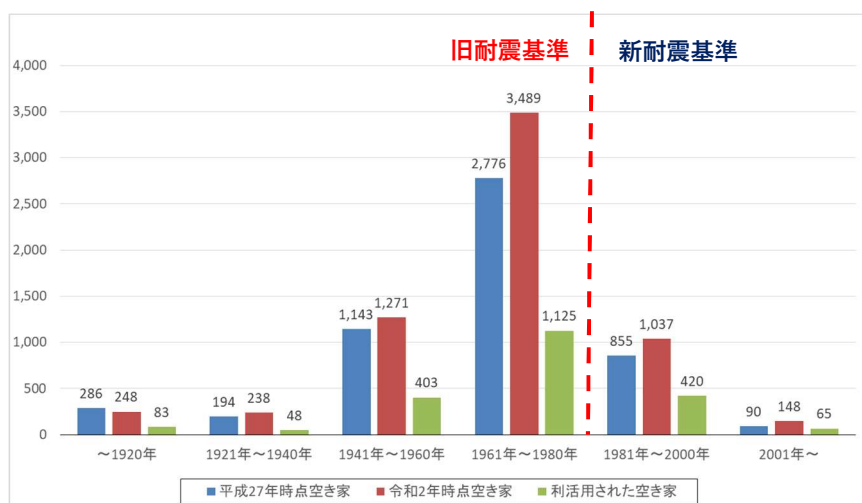


《空き家除却後の跡地利用の内訳》



資料：「富山市空き家実態把握調査」（富山市）

《建築年代別の空き家件数》



## ○富山市所有者意向調査の実施

「富山市空き家基礎調査」で把握された、空き家と見られる家屋のうち、所有者が不明であるもの、相続放棄されたと思われるもの、不動産業者が所有しているものなどを除いた空き家について、現在の状況や今後の利活用意向などの調査を実施しました。回答が得られた 2,758 件のうち、既に売却や譲渡・解体されたもの、人が住んでいると回答されたものを除いた 2,179 件について分析を行いました。

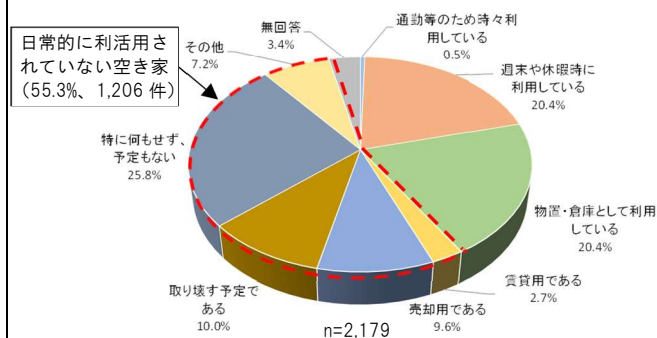
### （空き家の利活用状況について）

- ・空き家の利活用の現状として、「日常的に利活用されていない空き家」が 55.3%となっています。  
このような空き家のうち、新耐震基準の施行（昭和 56 年）より前に建てられたものが 77.6%を占めています。
- ・日常的に利活用されていない空き家でも、今後の利活用意向については、前向きな回答が 56.1%となっています。
- ・利活用に関する困りごととしては、「借り手や買い手がなかなか見つからない」、「解体したいが資金難」、「仏壇や家財等の処分が難しい」、「利活用についてどこに相談してよいかわからない」などが挙げられました。

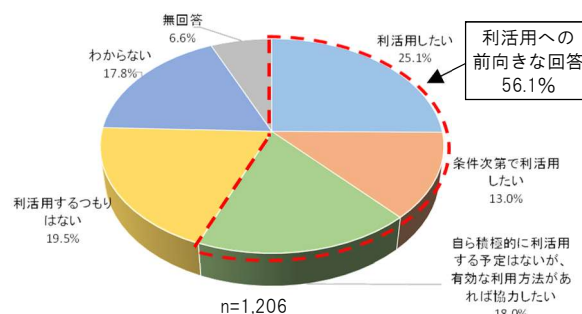
### （空き家の維持管理について）

- ・空き家の維持管理について、「所有者自らが行っている」が 65.8%となっていますが、高齢者や遠隔地に住んでいる所有者については、その割合が下がっていることが分かりました。
- ・維持管理に関する困りごととしては、「不審者による不法侵入・放火等が心配」が最も多く、30.2%の回答者が挙げていました。

《空き家の現在の利活用状況》



《日常的に利活用されていない空き家の今後の利活用意向》

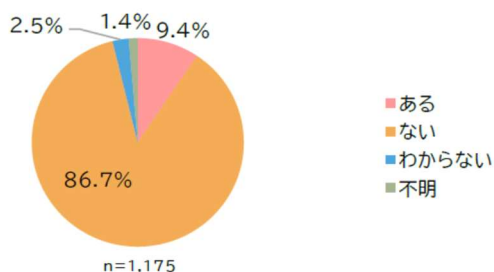


## ○市民アンケート調査について（富山市）

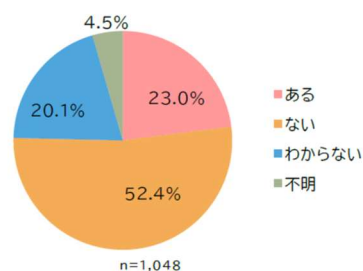
令和 3 年に一般市民を対象にアンケートを行った結果、39.2%に当たる 1,175 人から回答が得られ、そのうち 9.4%の人が自己・家族所有の空き家を持っており、空き家の今後について多くの方が未定であることがわかりました。

また、将来、自己・家族所有の家で空き家になりそうな家（潜在空き家）があると回答した人は 23.0%となっており、空き家になった場合の活用については、売却等を予定している人が 53.1%にとどまり、予定がない人が半数近くありました。

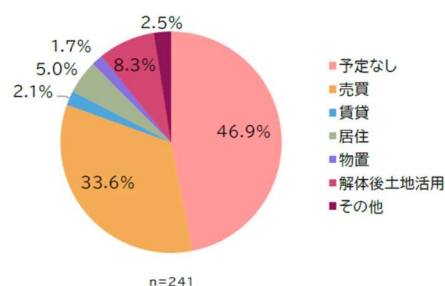
《自己所有の空き家の有無》



《将来、自己・家族所有の家で空き家になりそうな家について》



《空き家になった場合の活用》



【空き家対策に関する課題の整理】

本市の空き家を取り巻く現状から、空き家対策に関する今後の課題について、以下のように整理します。

○空き家の増加に関する課題

- ・「住宅・土地統計調査」によれば、平成 20～25 年の間に、本市の空き家の総数はやや減少していますが、平成 30 には増加に転じています。中でも賃貸用や売却用ではなく、別荘や倉庫などとしても利活用されていない空き家は増加傾向にあります。
- ・「富山市空き家実態把握調査」においても、空き家数が増加傾向にありますが、地域によって増加状況等が異なることから、まちづくりの施策を踏まえた対策の検討が必要です。
- ・今後も人口・世帯の減少や高齢化の進行に伴い、空き家の増加が予想され、適正に維持管理されない空き家も増加するおそれがあることから、空き家に起因する問題の予防や解決に取り組むことが重要と考えます。

○空き家の利活用に関する課題

- ・空き家の利活用に前向きな意向を持っている所有者は多いが、借り手や買い手とのマッチングができない、相談先がわからないなど、様々な問題を抱えています。
- ・日常的に利活用されていない空き家については、「富山市所有者意向調査」により建築時期の古いものが多いことが把握されています。空き家の流通や利活用を促進するため、耐震診断やリフォームなど空き家の状態改善に関する支援や専門家による助言や相談対応などの支援を行っていくことが重要であると考えます。
- ・今後は人口や世帯の減少に伴い、空き家が存在するそれぞれの地域特性やそれに応じたニーズを把握し考慮するとともに、空き家を住宅以外の用途で利活用する方法の検討も必要であると考えます。

○空き家の維持管理に関する課題

- ・遠隔地に住んでいる、あるいは高齢であるなどの理由から、所有者だけでは十分な維持管理を行うことが難しいケースが見られます。このような場合でも、地域や事業者などの助力を得て、適正な維持管理を行うことができるよう、関連するサービスの情報提供や、町内会などと連携した空き家の見守り体制の構築など、日常的な管理の必要性の啓発が重要と考えます。
- ・将来、空き家の所有者となる可能性がある市民が約 2 割おり、その約半数は利活用について未定なっています。利活用予定のない空き家は、次第に管理されなくなる恐れが生じることから、初期段階から利活用や適正な管理について、空き家所有者のみならず広く意識啓発することが必要となります。
- ・周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家については、空家特措法上の「特定空家等」と認定し、措置を行う必要があります。特に、所有者自身による状態改善が困難な場合への対応方法について検討が必要となります。

《富山市空家等対策計画を策定するまでの取組》

| 事業名                      | 開始年度     | 概要                                                                                                                                                |
|--------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空き家・老朽家屋に係るワンストップ対応マニュアル | 平成 22 年度 | ・空き家や老朽家屋に関する、様々な問題（家屋の腐朽・破損、倒壊の危険、周囲の住環境への悪影響など）について、問題の種類ごとに市の相談窓口（担当課）を明確化し、関係各課が連絡を密にして相談対応に当たるためのマニュアルを作成。                                   |
| 富山市空き家情報バンク              | 平成 25 年度 | ・市内の空き家の売却や賃貸を希望する所有者から寄せられた情報を、市ホームページで公開することにより、空き家の利用を希望する方へ情報提供するシステム。<br>・市内の空き家の有効活用を通し、まちなか居住推進、公共交通沿線居住推進、U I ターンによる定住促進と地域の活性化を図ることが目的。  |
| 富山市まちなか住宅取得支援事業          | 平成 17 年度 | ・「都心地区（まちなか）」において一戸建て住宅を新築・購入する方、又は中古住宅を購入する方、及び分譲型共同住宅を購入する方に対し、一定水準以上の条件を満たす場合において、住宅取得費用の補助を行う。<br>※補助額：金融機関からの借入額の 3% 補助限度額：50 万円/戸。          |
| 富山市まちなか住宅家賃助成事業          | 平成 17 年度 | ・「都心地区（まちなか）」以外から「都心地区（まちなか）」の民間賃貸住宅へ転入又は転居する世帯に、家賃助成を行う。<br>※補助限度額：1 万円/月。                                                                       |
| 富山市公共交通沿線住宅取得支援事業        | 平成 19 年度 | ・「公共交通沿線居住推進補助対象地区」において一戸建て住宅を新築・購入する方、又は中古住宅を購入する方、及び分譲型共同住宅を購入し居住する方に対し、一定水準以上の条件を満たす場合において、住宅取得費用の補助を行う。<br>※補助額：金融機関からの借入額の 3% 補助限度額：30 万円/戸。 |
| 富山市まちなかリフォーム補助事業         | 平成 23 年度 | ・「都心地区（まちなか）」で取得した空き家住宅のリフォーム、「都心地区（まちなか）」の自宅で世帯員増加に対応するためのリフォームに対し補助を行う。<br>※補助額：住宅リフォーム工事費の 10% 補助限度額：30 万円/戸。                                  |

| 事業名                 | 開始年度     | 概要                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者の持家活用による住み替え支援事業 | 平成 24 年度 | ・「都心地区（まちなか）」又は「公共交通沿線居住推進地区」の自宅を賃貸し、「都心地区（まちなか）」へ転居する高齢者に対し不動産仲介手数料及び賃貸物件のリフォーム費用に補助を行う。また、その賃貸住宅に入居する者へ家賃補助を行う。<br>※補助額：<br>①仲介手数料：家賃 1 か月分相当<br>②住宅リフォーム工事費：<br>補助限度額 6 万円/戸。<br>③家賃：補助限度額 1 万円/月。 |
| 高齢者サロン設置事業          | 平成 26 年度 | ・空き家を活用し、概ね 60 歳以上の住民が集い、憩いのひとときを過ごすコミュニティサロンを地域の団体が設置・運営する事業を支援する。<br>※支援対象：設置、運営に係る経費。<br>※補助限度額：1 地区あたり設置費上限 20 万円、運営費上限 36 万円（月額 3 万円）。                                                           |
| コミュニティガーデン事業補助金     | 平成 24 年度 | ・町内会などの団体が主体となって、民有地である空き地を所有者の了解を得て庭園や農園として再生し、地域活動などに活用する場合、新たに庭園・農園などを整備する費用の助成を行う。<br>※対象区域：都心地区及び公共交通沿線居住推進地区。<br>※補助限度額：1 団体 1 回限り、50 万円。<br>※空き家の解体処分や除草などの環境整備を主たる目的とした事業は対象としない。             |

### 3. 空き家対策施策

#### 【空き家対策の基本目標】

#### 多様な主体と連携した取り組みによる、安全・安心で魅力ある住環境の実現

今後、人口・世帯の減少や少子高齢化の進行により、本市においても空き家が増加することが予想されます。空き家数の増加に伴い、適正に管理されない空き家の増加も懸念されることから、空き家対策に取り組んでいくことは、安全・安心なまちづくりのために重要であると考えられます。

また、空き家の維持管理については、第一義的には所有者に責任があることから、空き家に起因する問題の予防や解決のためには所有者の意識の涵養が重要です。

一方で、空き家に関する問題を「一戸の建物の問題」として扱うのではなく、まちづくりの観点から「地域の抱える問題の一つ」と捉え、事業者や法務関係者、NPO、町内会など、地域の多様な主体との連携を図りながら、空き家に起因する問題の発生の予防や解決、利活用の促進に努めていくことも必要です。なお、本市の市域は広く、「都心地区」や中山間地域など多様な地域が含まれており、空き家の利活用の促進に当たっては、このような地域特性や、それぞれの地域が抱える課題などを踏まえて施策の方向性を検討することが重要です。

本市では「いつまでも住みつづけたいまち 富山」という「富山市住生活基本計画」の基本理念に基づき、快適な住環境の実現に向けたまちづくりを推進していますが、この理念の実現に向けた取り組みの一環として、空き家の適正な維持管理や利活用の促進など、総合的な空き家対策を推進します。

#### 【本市の空き家対策施策の体系】

##### 《基本方針》

##### 《施策の方向性》

#### ①空き家に関する実態把握

空き家情報データベースの整備と有効活用

#### ②空き家化の予防

所有者の責務についての意識の醸成

家屋の長寿命化の促進

#### ③空き家の適正な維持管理の促進

空き家所有者への情報提供

地域との連携による空き家の維持管理への機運の醸成

民間事業者、NPO などとの連携による維持管理の取り組み促進

#### ④空き家の利活用の促進

中古住宅の流通促進

地域特性に応じた空き家の利活用の促進

地域の課題解決に向けた空き家の利活用の促進

#### ⑤問題のある空き家への対応

住民からの通報・苦情の受付体制の整備

苦情が寄せられた空き家の所有者に対する連絡・助言

空き家の除却に関する対応策の検討

「特定空家等」「管理不全空家等」の認定、措置

安全代行措置、緊急代執行による問題の解消

#### ⑥空き家に関する相談体制の整備

相談体制の整備（総合相談窓口の設置）

外部の専門家などとの連携による相談体制の整備

## 【主な施策の方向性】

### ○所有者の責務についての意識の醸成

- ・チラシ・パンフレットなどによる情報提供

家屋の維持管理に関する責務や放置することにより生じ問題、中古住宅としての流通や利活用に関するチラシやパンフレットを作成するとともに、将来的に管理されない空き家とならないよう居住者やその家族などへの啓発に努めます。

### ○民間事業者、NPO などの連携による空き家の維持管理の取組促進

- ・民間事業者や NPO などと連携した相談体制の整備

空き家の維持管理について、不動産業者等、法務関係者や NPO などと連携した相談会の開催など、空き家の所有者からの相談体制を整備します。

### ○地域特性に応じた空き家の利活用の促進

- ・公共交通の便利な地域における空き家の利活用の促進

「都心地区」などの公共交通が便利な地域において、住宅の取得やリフォームに関する費用の助成など、地域内の空き家の利活用を促進するための支援を行います。

- ・地域特性に応じた利活用の促進

空き家を観光資源として利活用するなど、地域振興や活性化につながる取り組みの支援や、モデル事業の実施を検討します。

- ・中山間地域などにおける空き家の利活用の促進

中山間地域などにおいて、NPO などの活動や、地域おこし協力隊などの事業との連携を図りながら、田舎暮らしの希望者などのニーズに応える取り組みを促進します。

### ○地域の課題解決に向けた空き家の利活用の促進

- ・地域の課題解決に向けた空き家の利活用に対する支援の実施

高齢者の介護、子育てなどの地域課題の解決、あるいは地域における活動拠点の創出のために空き家を利活用する事業に対し、情報提供や助言などを行うとともに、支援策の検討を行います。

- ・空き家の利活用に関する、潜在的なニーズの発掘

空き家の利活用方策について、市民に対する意識の啓発、また空き家の利活用のポイントなどの情報提供を行い、潜在的な利活用ニーズの発掘を図ります。

### ○「特定空家等」の認定・措置

適正な維持管理がなされず、建築物が著しく保安上危険となるおそれがある場合や、周辺の生活環境の保全を図るために状態の改善が求められる場合などについては、必要に応じて空家特措法に基づき対象家屋を「特定空家等」と認定し、空き家の所有者に対する助言・指導を行うほか、状況の改善が見られない場合には勧告や命令及び行政代執行など、問題解消のための対応を行います。

なお、「特定空家等」の認定や措置については客観性や公平性の観点などから慎重に行う必要があるため、国の定めるガイドラインを基本として、「富山市空家等対策推進協議会」の意見を参考にして決定します。

《空家特措法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」の状態》

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(国土交通省「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」より）

## 【主な施策の方向性】

### ○「管理不全空家等」の認定・措置

「管理不全空家等」の認定は、所有者等による管理の状況のみならず、空家等の状態や周辺環境に及ぼす影響の程度を踏まえて決定します。また、「管理不全空家等」の所有者に対し、助言・指導を行うほか、状況の改善が見られない場合には勧告するなど、問題解消のための対応を行います。

なお、「特定空家等」の認定や措置については客観性や公平性の観点などから慎重に行う必要があるため、国の定めるガイドラインを基本として、「富山市空家等対策推進協議会」の意見を参考にして決定します。

《空家特措法第13条第1項に定める「管理不全空家等」の状態》

空家等が適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば「特定空家等」に該当することとなるおそれがある状態

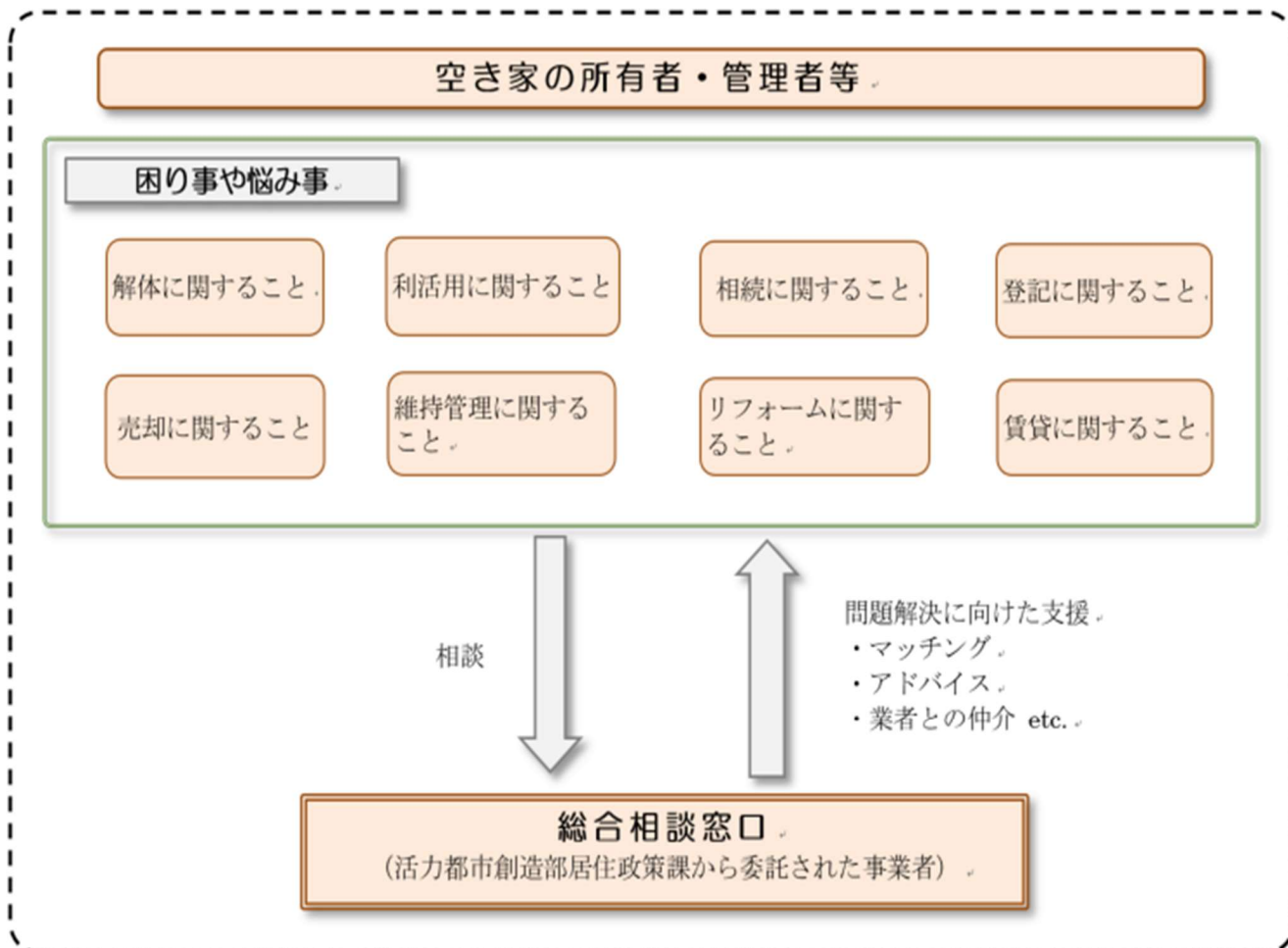
(国土交通省「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」より)

### ○総合相談窓口の設置

空き家の維持管理や利活用、問題のある空き家への対策などを効果的に進めていくためには、所有者や市民が相談や情報提供をしやすい体制を整えることが重要であると考えます。

空き家の所有者等の相談への対応を円滑・効果的に実施するため、相談等をワンストップで受け付け伴走しながら支援する総合相談窓口を設置し、市民などが相談をしやすい体制づくりを推進します。

《空き家に関する総合相談窓口のイメージ》



## 4. 空き家対策の実施体制

本市では、空き家に関する多種多様な問題に対応するための体制整備の一環として、本市と法務関係者や不動産業者などで構成される「富山市空き家対策官民連絡会議」を設置し、外部の事業者やNPO、法務関係者などとの連携により空き家対策を効果的に進め、空き家等の管理又は活用に係る専門的知見等を活かした相談対応、普及啓発等を行うことが期待される「空家等管理活用支援法人」の指定等について検討を行います。

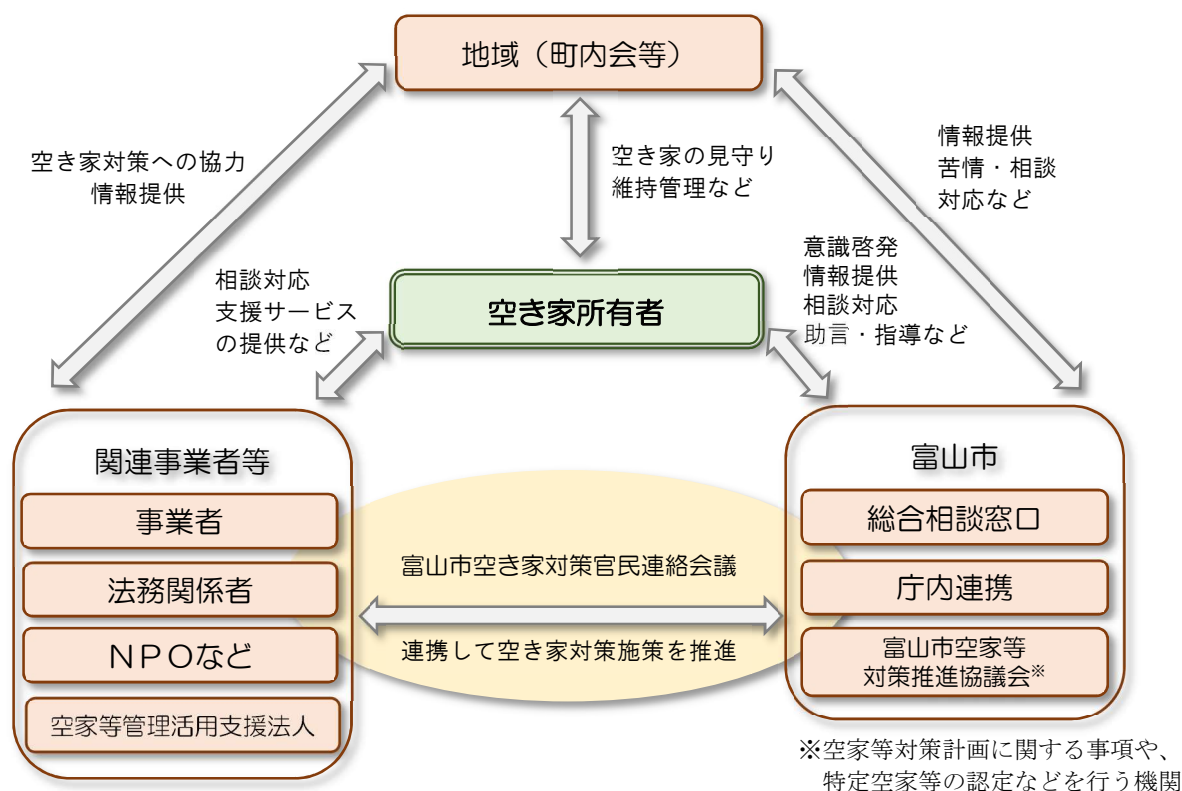
### 《「富山市空き家対策官民連絡会議」の役割》

市と多様な主体が連携して空き家対策を推進するための、「協働で事業を行う場」として、本市における空き家対策に関する取り組みを活性化させる役割を担っていくことを想定。

(想定される役割の例)

- ・ ホームページやパンフレットなどによる、相続手続きや空き家の維持管理、利活用などに関する総合的な情報提供
- ・ 合同相談会の開催などによる、ワンストップの相談対応
- ・ 富山市の実施する空き家対策施策への専門的な立場からの助言、協力 など

### 《空き家に関する総合相談窓口のイメージ》



## 5. 空き家対策の成果指標

空家等対策計画で示した方針に基づき、着実な空き家対策の推進が図られるよう計画改定後の取組について以下のとおり計画期間内の指標を設定します。

### 《取組指標一覧》

| 指標                                   | 得られる効果（基本方針）                                        | 目標値<br>（令和6年度～8年度） |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------|
| 補助支援による空き家の利活用件数（改修、除却）              | ④空き家の利活用の促進                                         | 各年4件<br>計12件       |
| 空き家情報バンク<br>新規登録物件数                  | ④空き家の利活用の促進                                         | 各年15件<br>計45件      |
| 官民連携による無料相談<br>及び総合相談窓口来訪件数          | ③空き家の適正な維持管理の促進<br>⑤問題のある空き家への対応<br>⑥空き家に関する相談体制の整備 | 各年100件<br>計300件    |
| 代執行・除却補助・財産管理人制度等、市の取組により問題解消した空き家件数 | ⑤問題のある空き家への対応                                       | 各年6件<br>計18件       |
| 空き家所有者等への適正管理についての情報提供回数             | ③空き家の適正な維持管理の促進<br>⑤問題のある空き家への対応                    | 各年240件<br>計720件    |

# 富山市空家等対策計画

平成29年3月発行

令和 6年5月改定

編集：富山市活力都市創造部 居住政策課

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

電話：076-443-2113（直通）